

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「この法人」という。）定款第32条第2項及び第34条第5項の規定に基づき、この法人の役員、名誉会長及び顧問（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により社員総会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費を支給する。ただし、常勤の役員等を置いた場合において、当該役員等については、この限りでない。

3 役員等が遠隔地から前項の会議に出席するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第3条 前条第2項の交通費実費及び第3項の特別の経費は、役員等が前条第2項の会議に出席する都度、現金により支給し、又は口座振込みにより支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成25年2月24日平成24年度第8回理事会決議）

この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の登記の日（平成26年2月3日）より施行する。